

多摩イノベーション創出まちづくり検討支援モデル事業制度要綱

令和2年4月24日2都市政開第4号

(目的)

第1条 この要綱は、「多摩のイノベーション創出拠点の形成に向けた取組方針」(令和2年2月6日付31都市政開第170号)に基づき、イノベーション創出まちづくりに取り組む市町に対し東京都(以下「都」という。)が必要な支援を行い、多摩ならではの多様なイノベーションを創出するまちづくりの促進を図るとともに、先例を示すことにより、他の地区にも取組を促すことを目的とする。

(支援対象)

第2条 都は、第1条に定める目的を達成するため、「多摩のイノベーション創出拠点の形成に向けた取組方針」に基づき多摩地域の市町が行うイノベーション創出まちづくりの検討事業(以下「検討事業」という。)に対し、必要な支援をする。

2 知事は、前項の規定による支援の対象となる検討事業を行う地区について募集を行い、次に掲げる選定基準を踏まえ、当該事業を支援することが適当であると認めるものを、市町長の申請に基づき、選定するものとする。

(1) 検討事業を行う市町が、補助金に係る事務処理を適切に行うことができる体制を有すること。

(2) 検討事業の内容が、イノベーション創出拠点の形成に資するものであること。

3 前項の規定による検討事業を行う地区の募集に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

(報告等)

第3条 知事は、検討事業の検討内容、検討に基づき策定した計画、計画に基づくまちづくりの実施等について、市町に対し、報告等を求めることができる。

2 知事は、前項の規定による報告及び検討事業の成果等を、必要に応じて公表することができる。

(都の支援)

第4条 知事は、予算の範囲内において、検討事業に要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の規定による補助に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

3 知事は、検討事業において必要となる情報の提供や都市計画に関する助言等の技術的支援を行う。

附 則

この要綱は、令和2年4月28日から施行する。